

回 答

団体名（コロナ後遺症の子どもたちを支える会）

（要望項目）

1) 要望事項

1. 感染症流行期においては、学校・園に以下の対策を求めます。

- ・ マスク着用を推奨
- ・ 授業を行う教員は、有症状時はマスク着用義務化
- ・ 登校前に体温測定義務化
- ・ 発熱者に検査義務化
- ・ 解熱後48時間経過するまで登校禁止
- ・ 登校時、トイレ後、給食時の手指消毒徹底
- ・ 健康上の理由でマスク着用が難しい者や、マスク着脱が難しい園児等には、密をさけてソーシャルディスタンス、頻繁に換気、黙食、手指消毒の徹底
- ・ 学校内での感染状況や学級閉鎖状況を家庭に共有できるシステム作り
- ・ インフルエンザ以外の感染症、Covid-19 等についても流行期には報道等で注意喚起

（回答）

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日付けで、感染症法上の5類に移行され、それに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアル」が改定されました。

本マニュアルは、5類移行後の学校での感染症対策の基本的な考え方が示されており、コロナ禍の際に実施されていた感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本であり、感染症流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられると示されております。

現在も、本マニュアルを参考に、地域の実情に即した対策が講じられていると認識しております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（コロナ後遺症の子どもたちを支える会）

（要望項目）

1. 感染症流行期においては、学校・園に以下の対策を求めます。
 - ・感染症による自宅待機期間は欠席扱いにしない取り決め

（回答）

学校保健安全法第 19 条により、校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令の定めるところにより、出席を停止させることができますとしています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課
教育庁 教育振興室 保健体育課
教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（コロナ後遺症の子どもたちを支える会）

（要望項目）

- 1 感染症流行期においては、学校・園に以下の対策を求めます。
- ・体調不良者が不利益にならない試験や学習支援の体制構築

（回答）

教育課程の編成権は各学校にあり、定期考査や評価については、各校が学校の実情を踏まえて定めています。

学習支援については、平常時を含め、生徒の状況に応じた学びの保障等を行っていくことが重要であることから、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない生徒に対しても、生徒や保護者の意向も踏まえ、積極的にオンラインを用いた学びの保障を行うよう府立高校に周知しています。

また、感染症流行時や災害発生時等の非常時においては、生徒の規則正しい生活習慣を維持するとともに、学習に著しい遅れが生じることがないように、オンラインを用いた学びの保障を行うことが重要であることから、各学校において定めている非常時におけるオンラインを活用した学びの保障ガイドラインに基づき、原則として、臨時休業決定後、速やかにオンラインを用いた学びの保障を開始するよう周知しています。

【高等学校課】

定期考査等を含めた学習評価は、教育課程を編成・実施する学校の責任のもと行われます。大阪府では、学校が児童・生徒の学習評価を行う際、ペーパーテストだけでなく、論述、レポート、話し合い等の多様な活動、それらを集めたポートフォリオの内容の見取りなど、様々な学習活動のなかで、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を適切に評価するよう、市町村教育委員会を通じて指導しているところです。

体調不良者が不利益にならない学習支援の体制構築については、国通知を踏まえ、感染症等の状況に応じて、地域や学校などの実情等を踏まえながら、オンラインによる学習指導を行うなど、学習に著しい遅れが生じることがないように、各学校において必要な措置を講じることが重要であること等を市町村教育委員会へ周知しているところです。

【小中学校課】

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（コロナ後遺症の子どもたちを支える会）

2. 1. の対策について、学校長判断ではなく、大阪の感染拡大防止対策のための行動計画として、学校・園に通達を出してください。

（回答）

令和5年5月1日付けで、府立学校に対しては「5類感染症への移行後の府立学校における教育活動等について(通知)」として、「学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアル」の改定を通知し、また、市町村教育委員会に対しても、参考として通知しております。つきましては、現在も、本マニュアルに基づき、適切な感染症対策が講じられているものと認識しております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（コロナ後遺症の子どもたちを支える会）

3. 次の感染症危機に備え、児童生徒・教職員を感染症およびウイルス感染後後遺症から守るために、学校・園のできるだけすべての教室に、高機能空気清浄機の設置、もしくは常時換気設備を導入してください。

（回答）

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいて、「換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。」とされています。

また、「十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要」とされております。

サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の設置に関しては、令和2年度から令和5年度まで、学校保健特別対策事業費補助金等を活用し、学校に設置してまいりました。

今後については、必要に応じて、各学校の設置者および各校の判断において、設置を検討していくものと考えております。

【保健体育課】

必要な備品については、各学校へ配当している予算にてご対応いただいているところであり、既存の学校予算が不足する場合は、実情に即した予算配分に努めてまいります。

また、学校配当予算で対応が困難な物品の更新等については、各校へ購入希望順位を記した更新等要望調査を実施し、状況を調整しながら限られた予算の範囲内で対応しております。

常時換気設備については、平成16年度に設置した府立高校の普通教室等の空調設備を令和3年度から5年度にかけて更新し、平成30年度から令和5年度にかけて支援学校の特別教室への空調設備の設置を行いました。また、特別教室の空調設備については、各校の音楽室やLAN教室に加え、視聴覚教室など、使用頻度の高い3教室も対象に設置しています。

その際に、必要に応じて常時換気設備を導入しており、今後は、空調設備等が未設置の特別教室の使用状況等を検証した上で、生徒の学習環境の改善に必要な対策を検討してまいります。

また、教職員については、職員室などの管理諸室に空調設備等を設置済みですが、職員室内にすべての教員の席が確保できない学校については、各校の状況を確認しながら、個別に対策を検討してまいります。

【施設財務課】

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。